

## 中小企業の要件（資本金又は従業員数が条件をみたしていること）

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

注1：上記に該当する中小企業であっても、以下のいずれかに該当する場合（みなし大企業）は対象に含みません。

1. 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の 1/2 以上を単独に所有又は出資している場合
2. 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資している場合
3. 上記の他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

注2：小規模企業：中小企業のうち従業員 20 人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は 5 人以下)の事業者等を指します。

注3：屋号を持っている個人は、小規模企業者（個人事業主）とみなします。